

第9期多度津町高齢者保健福祉計画 ・第8期多度津町介護保険事業計画

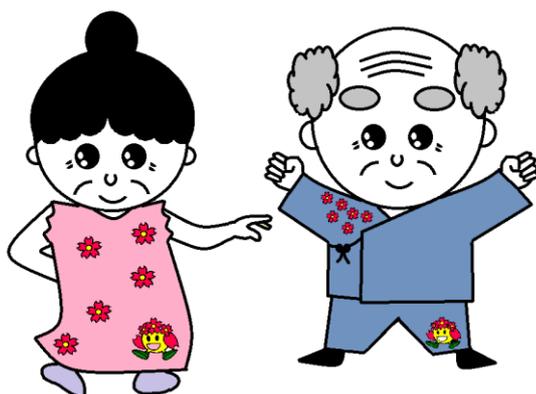
(令和3年度～令和5年度)



概要版



笑顔がいいね、心豊かにささえあう
住みよいまち 多度津



桜子ばあちゃん

一太郎じいちゃん



介護保険・介護予防・高齢者福祉のイメージキャラクター
一太郎じいちゃん（右）と桜子ばあちゃん（左）

多度津町

計画策定の趣旨



我が国では少子高齢化の一層の進展とともに人口減少社会に突入しています。多度津町においても総人口は減少する一方で、高齢者人口及び高齢化率（65歳以上の割合）は伸び続けております。

高齢化の進展に伴い、要介護者や認知症高齢者の増加、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加などを背景に多くの課題が発生しており、介護予防・健康づくりの推進や高齢者の在宅生活の支援、地域における支え合いの体制づくり、介護サービスの充実など、多様な対策が求められています。

医療、保健、介護、福祉をめぐる動向を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年を目途に、構築することとしてきました。

さらに、介護保険制度改革については、「地域共生社会の実現と2040年への備え」を念頭において、地域包括ケアシステムの推進に加え、介護予防・地域づくりの推進、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の総合的推進、介護現場の革新などに向けて、制度の持続可能性確保のための見直しを不断に実施するとしています。高齢者に関する保健福祉施策と介護保険施策の密接な連携のもと、総合的・体系的かつ効果的に実施していくために策定するものです。また、介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行うこととなっており、本計画の計画期間は令和3年度から令和5年度の3年間であります。

「地域包括ケア」とは、可能な限り住み慣れた地域において継続して住み続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「多様な生活支援サービスや権利擁護」「住まい」の5つの視点に基づいた取り組みを包括的かつ継続的に実施するという考え方

地域包括ケアシステムのイメージ⇒



基本目標

重点課題

具体的施策

1
健康で健やかに
暮らせるまち

疾病予防と健康づくりの推進

- ・ 壮年期に対する疾病予防
- ・ 健康づくりの啓発
- ・ 健康づくり推進組織の育成
- ・ 健康づくり拠点の活用

介護予防の推進

- ・ 介護予防把握事業
- ・ 介護予防普及啓発事業
- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 一般介護予防事業評価事業
- ・ 地域リハビリテーション活動支援事業

2
住み慣れた地域で
暮らし続けること
ができるまち

在宅で生活している高齢者の
ためのサービスの充実

- ・ 生活支援サービス
- ・ 配食サービス事業
- ・ 日常生活用具給付及び貸与事業
- ・ 緊急通報装置貸与事業
- ・ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

介護者負担の軽減に向けた取
り組みの充実

- ・ 家族介護支援事業
- ・ 経済的支援

施設福祉サービスの充実

- ・ 町民健康センター
- ・ 総合福祉センター
- ・ 生活支援ハウス「ほのぼの荘」
- ・ 養護老人ホーム・軽費老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム

3
高齢者が
いきいきと活動
できるまち

高齢者のいきがづくり支援

- ・ 老人クラブの活性化
- ・ 生涯学習機会の拡大
- ・ スポーツ・レクリエーション機会の充実
- ・ ボランティア活動の活性化

高齢者の就労対策の推進

- ・ 町シルバー人材センター活動への支援

4
介護や認知症にな
っても自分らしく
暮らせるまち

介護保険サービスの提供

- ・ 居宅サービス
- ・ 施設サービス
- ・ 地域密着型サービス

介護保険事業の適正・円滑な
運営

- ・ 適切な要介護（要支援）認定の実施
- ・ サービスの質の確保・向上
- ・ 給付の適正化

5
みんなで
ささえあい
安心して
暮らせるまち

認知症高齢者等への支援の
推進

- ・ 認知症に関する正しい知識の普及・啓発と予防の推進
- ・ 認知症高齢者及び介護者への支援の充実

地域コミュニティと地域包括
ケアシステムの充実

- ・ 多度津町社会福祉協議会への支援
- ・ 地域保健福祉リーダーの育成
- ・ 人にやさしいまちづくりの推進
- ・ 防犯・防災対策の充実
- ・ 地域医療体制の充実
- ・ 地域包括ケアシステムの推進
- ・ 地域包括支援センターの機能充実と活動推進

日常生活圏域の設定

本町の地理的・社会的条件、介護保険サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案し、多度津町全域を1つの日常生活圏域として設定します。



日常生活圏域ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたり、「どこに」「どのような支援を必要としている方が」「どの程度生活されているのか」を把握し、地域の課題を反映したより精度の高い介護予防事業の実施に資することを目的として、65歳以上の被保険者約1,500名（無作為抽出）に対して「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

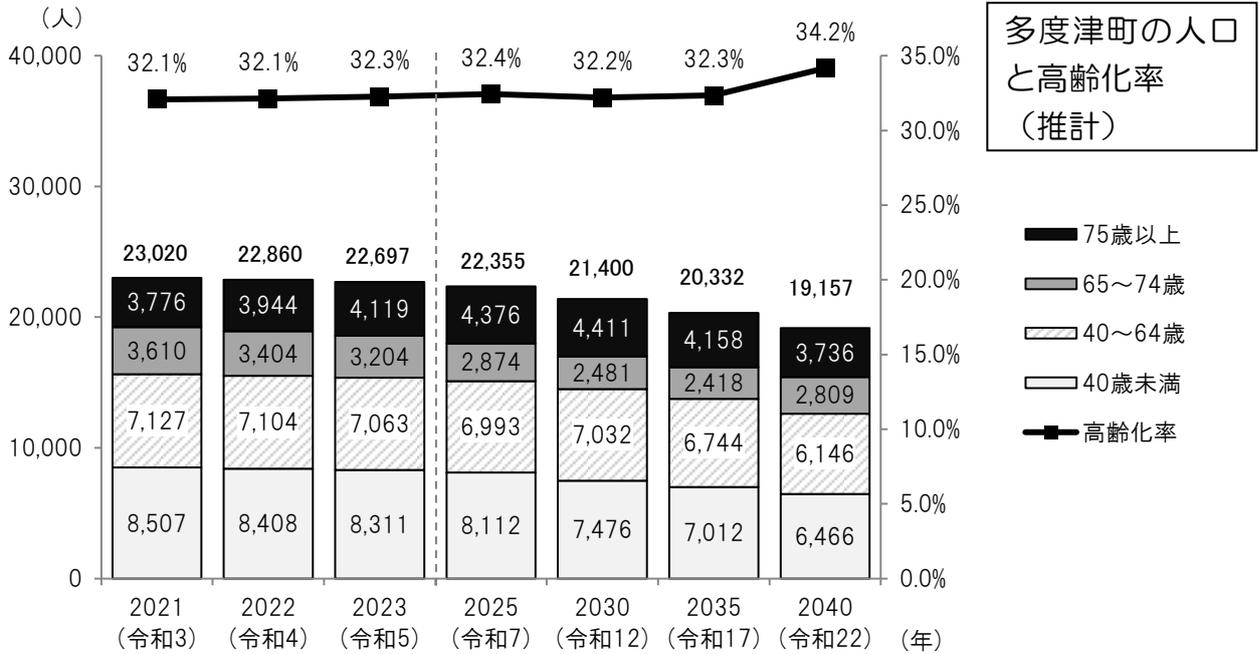
<ニーズ調査からみる傾向>

- 家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が43.2%、「ひとり暮らし」が17.2%、「息子・娘との2世帯」が16.7%でした。
- 普段の生活で「介護・介助は必要ない」方が77.8%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」方が7.5%、「現在、何らかの介護を受けている」方が10.8%でした。
- 経済的にみた現在の暮らしの状況は、「ふつう」が63.5%、「やや苦しい」が20.7%、「大変苦しい」が4.7%でした。
- 閉じこもり傾向のある高齢者は、全体で17.3%、性別毎の割合では男性15%、女性18.8%でした。
- 認知機能の低下がみられる高齢者は、全体で45.9%、性別毎の割合では男性44.4%、女性47%でした。
- 地域活動への参加者としての参加意向は、全体で45.1%、性別毎の割合では男性46.2%、女性45.1%でした。

本町の人口・認定者数の推移

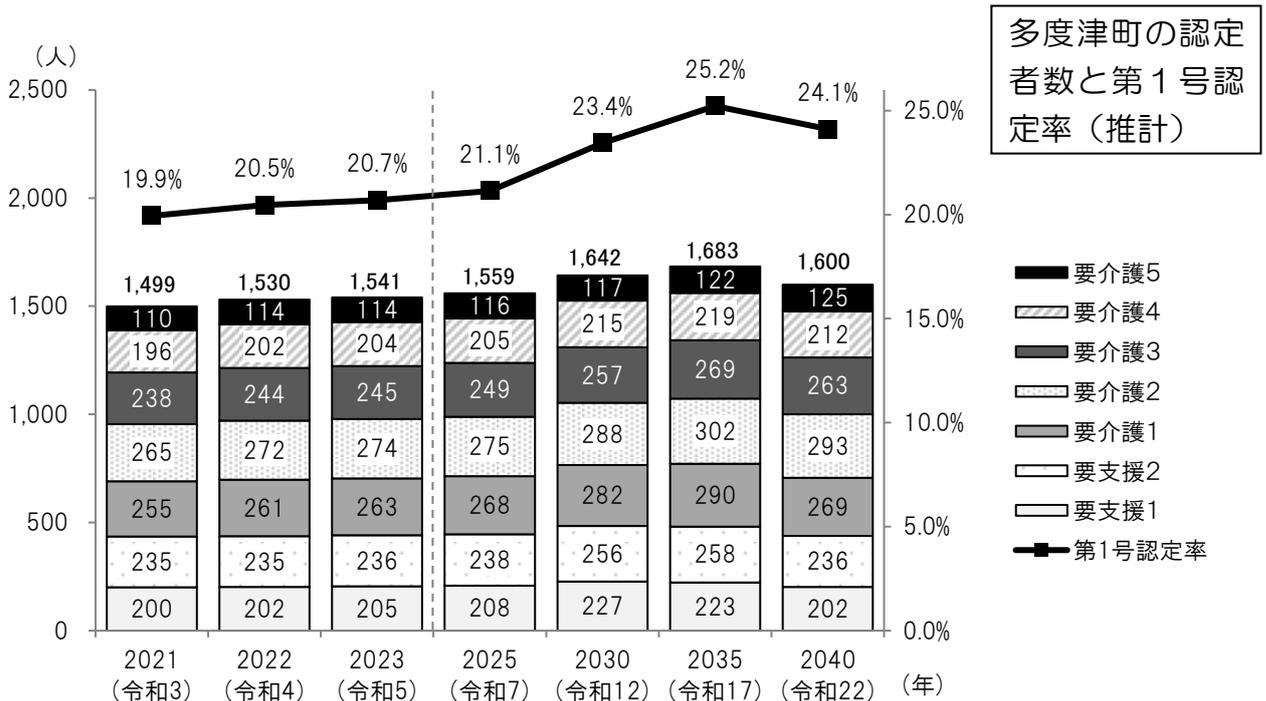
これまでの本町の総人口は年々減少傾向にあり、令和2年には23,170人となっていますが、高齢化率は上昇傾向がみられ、高齢化が進んできました。

今後も総人口は減少する見込みであり、令和5年で22,697人、令和7年で22,355人、令和22年19,157人となっています。その一方で、高齢化率は、令和5年に32.3%、令和7年に32.4%、令和22年には34.2%と横ばい傾向の見込みとなっています。



要支援・要介護認定者の現状は、平成27年の1,323人から180人増加し、令和2年9月末現在で1,503人となっています。

高齢者の増加に伴い認定者数の増加が見込まれ、令和5年には1,541人、認定者数のピークとなる令和17年には1,683人を見込んでいます。

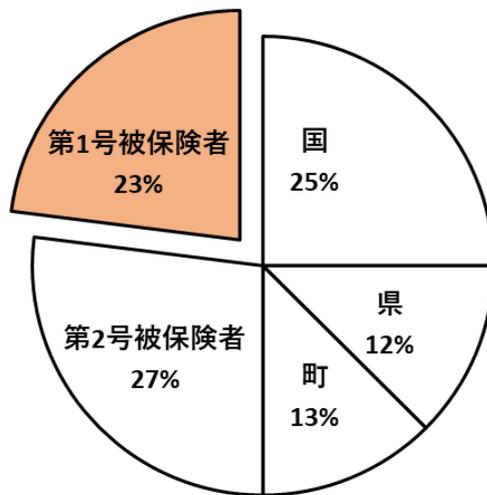


介護保険料算定の仕方

① 介護保険料は 40 歳から納めています。

40 歳から 64 歳	第 2 号被保険者	国が決めた計算方法で算出された保険料を医療保険と一緒に納めます。
65 歳以上	第 1 号被保険者	町が基準額を決定し、医療保険とは別に役場税務課より納入通知書が届きます。

② 介護保険財源のしくみ



③ 第 1 号被保険者の保険料

第 1 号被保険者の保険料は、多度津町の介護保険サービス総費用がまかなえるよう算出された基準額を基に、ひとりひとりの所得に応じて決まります。

基準額の決まり方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{多度津町} \\ \text{で必要な} \\ \text{介護サー} \\ \text{ビスの総} \\ \text{費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65 歳} \\ \text{以上の} \\ \text{負担割合} \\ \text{(23\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{多度津町} \\ \text{に住む} \\ \text{65 歳} \\ \text{以上の方} \\ \text{の総数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{多度津町} \\ \text{の基準額} \\ \hline \end{array}$$

介護保険料の設定

令和3年度～令和5年度の3年間で必要となる介護保険事業に係る費用について試算し、介護保険料を算出しました。

第1号被保険者の介護保険料基準額（年額）は、73,200円（月額6,100円）となります。

所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料（年額）
第1段階	・老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 ・生活保護の受給者 ・世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額 ≤ 80万円	×0.5	36,600円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額 ≤ 120万円	×0.75	54,900円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第1・2段階に非該当	×0.75	54,900円
第4段階	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる方のうち、課税年金収入額＋合計所得金額 ≤ 80万円	×0.9	65,880円
第5段階	本人が町民税非課税で、同じ世帯に町民税課税者がいる方のうち、第4段階に非該当	基準額	73,200円
第6段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	×1.2	87,840円
第7段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が210万円未満の方	×1.3	95,160円
第8段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が320万円未満の方	×1.5	109,800円
第9段階	本人が町民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上の方	×1.7	124,440円

※前年中に譲渡所得があり、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額を合計所得金額とする。また、第1段階から第5段階については、合計所得金額から、年金収入に係る所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる額）を控除した額を用いることとする。

介護保険料の納め方

特別徴収

- 年金からあらかじめ差し引かれます

対象となる人

老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人

※老齢福祉年金、寡婦年金などは、特別徴収の対象となりません。

普通徴収

- 納付書や口座振替で納めます

対象となる人

老齢（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人

口座振替が便利です！

口座振替にすると納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、多度津町税務課または多度津町内の金融機関でお申込みください。

- 保険料の納付書
- 身分証明書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印

介護保険料を納めないでいると

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の1割から3割ですが、特別な事情※がないのに保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のようになります。

1年以上滞納

サービスを利用した時の費用がいったん全額自己負担となり、申請によりあとで保険給付分が返ってきます。

1年6か月以上滞納

サービスを利用した時の費用がいったん全額自己負担となり、申請後も保険給付の一部または全額が差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられます。

2年以上滞納

サービスを利用した時の自己負担分が3割に引き上がり、高額介護サービス等が受けられなくなります。

※ 災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。税務課もしくは高齢者保険課までご相談ください。

パンフレットに関するお問い合わせ先：多度津町 高齢者保険課 TEL：0877-33-4488